



広報

てんかわ

2004

8

No.331

祝 新成人

おめでとうございます

主な内容

成人式	2
山村開発センターだより	3
合併だより	4~7
差別をなくす村民集会	8
社会福祉大会の開催について	9
リソデーの天川紀行	10
エコだより	12~13
おしらせ	14~15

晴れて大人の仲間入り

平成16年度 天川村成人式

恒例となったお盆の成人式が、今年も午前9時30分より天川村山村開発センターで開催されました。今年の成人該当者は、昭和59年4月2日～昭和60年4月1日の間に出生した24名で当日は22名が参加されました。

式辞では、村長が「さて皆さんは今日から大人の仲間入りです。本日の感激をいつまでも忘れることなく、ふるさと天川村や人の心を大切にしてくださいと思います。」とお祝いの言葉を贈られました。大谷教育委員長挨拶では「本年度、紀伊山地の霊場と参詣道がめでたく世界遺産に登録されました。このようなすばらしい環境のなかで皆さんは本日成人を迎えられました。多くの方々の支えによって今日の自己がある事に感謝し、これからの人生を歩んでいって下さい。」と挨拶されました。来賓祝辞では、村議会の車谷議長より新成人へ「さて、今日は国際レベルで見ても複雑な社会となっております。この成人式を機に社会人として、様々な権利を持つと同時に、多くの責任や義務を負いながらそれぞれの立場で、地域社会の発展の為に貢献下さい。」と言葉を贈られました。次に大山天川中学校長（校園長会代表）が「皆さんの中には、中学校卒業文集に書いてあった夢をかなえた人や途中の人もいます。夢の達成は、皆さんの努力にかかっているのです。決してあきらめる事なく邁進していって下さい。」と言葉を贈られました。

このあと成人者を代表して、森田淳一さん（沢原）から「村長様はじめ、ご来賓の皆様から頂いた、お言葉をしっかり心に刻み、何事においても自分の責任で対処できるような判断力と勇気を養いたいと思います。ふるさとを大切に思い、社会の中でお役に立てられるようがんばってまいります。」と謝辞を述べられました。

式典の後、記念撮影をして祝賀会がはじまり、自己紹介、スライドによる思い出の写真を見ながら現況などを語りました。



成人者代表謝辞 森田 淳一さん

祝「大峯奥駟道」世界遺産登録記念

大阪市立美術館特別展

「祈りの道～吉野・熊野・高野の名宝～」へのお誘い



「大峯奥駟道」が世界遺産に登録され、以前に増して沢山の方々が天川村を訪れるようになりました。天川村には豊かな自然が育まれ、修験を始めとする信仰の歴史と伝説をもつ霊場として認められました。当村には、古来より自然と人との触れ合いの中で生み出された信仰と神仏など数多くの宝物がございます。その一部が今回、大阪市立美術館の特別展において展示されております。

世界遺産登録記念イベントとして、今回はこの特別展へ皆様をお誘い致します。

是非この機会に皆様と世界遺産の宝物に出会いに行きたいと思っております。

今回この企画は特別に大阪市立美術館の学芸員により案内及び分かりやすく解説をして下さいます。

大阪市立美術館特別展「祈りの道～吉野・熊野・高野の名宝～」

日 程	9月9日(木曜日)
募集人員	先着20名
参加費用	3,000円(入館料・バス・弁当代金等)
お申込み	山村開発センターまでお申込み下さい

天川村からの出展社寺等

大峯山寺 龍泉寺 位衆傳御組 天河大弁財天社
来迎院 栃尾観音堂 永豊寺 光流寺

詳しくは天川村山村開発センター事務室まで

合併検討協議会 だより

1. 第2回黒滝村・天川村 合併検討協議会を開催

平成16年8月11日(水)午後1時から、黒滝村こもれびホールにおいて第2回黒滝村・天川村合併検討協議会が開催されました。

はじめに、大西会長(天川村長)から挨拶があり、検討協議会へ提出された案件について協議が行われました。協議内容については、次のとおりです。

【報告事項】

事務事業一元化の調整方針

両村では、目的、歴史、地域性などから各種事務事業の取扱いに違いがあります。

各種事務事業の調整は、現状の行政サービスを下下させないことが基本となりますが、将来の財政状況と照らし合わせながら、次の方針により幹事会及び部会において調整を図ることが報告されました。

(調整方針抜粋)

1 一体性確保の原則

『住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める』

2 住民福祉向上の原則

『行政サービス及び住民福祉の向上に努める』

3 負担公平の原則

『負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める』

4 健全な財政運営の原則

『新村において健全な財政運営に努める』

5 行政改革推進の原則

『行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める』

6 適正規模準拠の原則

『新村の規模に見合った事務事業の見直しに努める』

7 各種団体一本化の原則

『公共的団体などの一本化に努める』

新村建設計画の作成方針

新村建設計画は、合併後の新村のマスタープランとしての役割を果たすものであるとともに、合併についての判断材料となるものです。

今回の検討協議会では、計画を作成するための作成方針が報告されました。

作成方針は、次のとおりです。

新村建設計画の作成方針

1. 計画の趣旨

新村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を作成・実現することにより、次のことを目指す。

- (1) 旧村意識を早期に解消し、地域の一体化を図る。
- (2) 新村の建設を進めるための推進基盤を確立する。
- (3) 住民の生活水準・文化水準向上のため、組織及び運営の合理化を図る。
- (4) 地域全体の均衡ある発展を図る。

なお、新村の進むべき方向についての、より詳細かつ具体的内容については本計画に基づき、新村において作成する総合計画の基本構想、基本計画に委ねるものとする。

2. 計画の構成

本計画は新村を建設していくための基本方針、またこれを実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3. 計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合

併年度の平成17年度及びこれに続く10年間の期間について定めるものとする。

4. 計画の内容

- (1) 新たに誕生することとなる村は、面積が増大することから、全村域をカバーする事業と各地域の課題を把握したうえで地域の特性を生かせるような事業をハード、ソフトの両面にわたり、将来を見据えた長期的視野に立つて効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (2) 公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (3) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新村において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成するものとする。
- (4) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に十分留意して作成するものとする。



【議案】

法定協議会の設置及び規約（案）
について

法定協議会の設置及び規約について協議した結果、原案のとおり可決され平成16年9月6日(月)に法定協議会が設置されることとなりました。法定協議会（合併協議会）の名称は、「黒滝村・天川村合併協議会」に決定され、委員は、次のとおりとし、委員の総数は、検討協議会（任意協議会）と同じ、16人となりました。

- 両村長
- 両村議会議長
- 両村議会議員（議長を除く）各3人

【協議事項】

● 学識経験者各3人
いよいよ合併についての本格的な協議がスタートしました。

今回の検討協議会では、合併協議における基本的な事項について協議が行われました。なお、検討協議会における協議は法定協議会設置前の事前協議であります。法定協議会においては、今回の協議結果を十分尊重して協議が行われることとなります。

すべての合併協定項目を確認しましたら、合併協定書を作成し、それを合併の判断材料として、両村の将来を見据え、両村の議会の議決により、合併するか否かの決定を行います。

合併の方式

合併の方式は、吉野郡黒滝村、同郡天川村を廃し、その区域をもって新しい村を設置する「新設合併（対等合併）」とすることが確認されました。

合併の期日

合併することとなった場合の合併の期日は、平成17年10月1日とすることが確認されました。

確認にあたって

● 平成17年3月31日までに両村議

会の議決を経て合併の申請を奈良県知事に行い、平成18年3月31日までに合併すれば、「市町村の合併の特例に関する法律」に規定する様々な特例を受けることができる。

● 住民サービスや各種事務の執行に支障の少ない日であること。

新村の名称

新村の名称については、まず両村で充分検討することとなり、今回は結論を出さず、次回開催される合併協議会で協議を行うこととなりました。

新村の事務所の位置

新村の事務所の位置については、住民のみなさんの日常生活に密着しており、非常に重要なものでありますので、今回は結論を出さず次回開催される合併協議会で協議を行うこととなりました。

財産及び債務の取扱い

財産及び債務については、次のとおり調整することが確認されました。

- 1 両村の所有する財産、公の施設及び債務は、現行のまま新村に引き継ぐ。
- 2 洞川財産区財産は、洞川財産区財産として新村に引き継ぐ。

2. 今後の協議会の日程について

会議開催日程

月	日	曜日	時間	場所	協議会
9	6	月	10時00分	黒滝村こもれびホール	第1回(法)
	16	木	10時00分	天川村山村開発センター	第2回(法)
	17	金	10時00分	天川村山村開発センター	第3回(法)
10	7	木	13時00分	黒滝村こもれびホール	第4回(法)
11	1	月	13時00分	黒滝村中央公民館	第5回(法)
1	20	木	未定	天川村山村開発センター	第6回(法)

(法) = 合併協議会(法定協議会)



合併協議会はどなたでも傍聴できます。

傍聴を希望される方は、直接会場へお越しください。ただし、会場の規模に応じて入場を制限させていただく場合があります。

会議資料は閲覧できます。

会議の資料は、合併協議会事務局のほか、両村の総務課においてそれぞれ閲覧できます。

黒滝村総務課

TEL 0747 2031

FAX 0747 2569

天川村総務課

TEL 0747 0321

FAX 0747 0329

3. 合併協議の基礎知識

合併がきまるまでの今後の流れ

合併は、まだ決まったわけではありませんが、合併するかどうかが正式に決まるのは、両村の議会での審議の結果となります。

両村の議会で可決されましたら、奈良県知事に申請し、県議会の議決を経て、総務大臣への届出、総務大

臣による告示により合併の効力が発生します。

「法定協議会（合併協議会）」について？

現在の検討協議会は、黒滝村と天川村の合併構想について調査及び研究を行うために任意で設置された検討協議会です。一方、法定協議会（合併協議会）は、地方自治法や合併特例法に基づき、議会の議決を経て設置される協議会です。

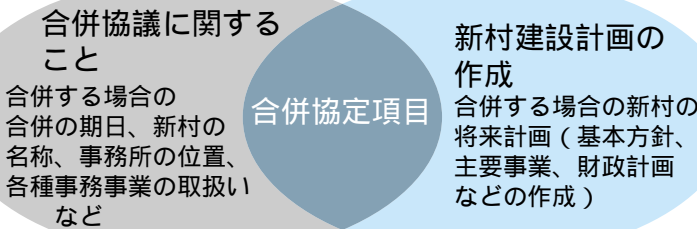
法定協議会では、合併を行うことの是非も含めて合併に関するあらゆる事項について協議を行います。

例えば、合併した場合の新しい自治体のあり方、行政サービスの取扱いなど、住民福祉や新しいまちの運営に影響のあるものすべてを対象として具体的に話し合われます。それと併せて、合併後のまちづくりのビジョンとなる「市町村建設計画」を作成します。

合併協議のながれ

黒滝村・天川村合併検討協議会(任意協議会)の設置

黒滝村・天川村合併協議会(法定協議会)の設置及び協議



合併協定書の作成

両村において「住民説明会」の実施

合併の意思の確認(合併協定書の調印)

両村の議会の議決

両村の議会で可決の場合

両村のうちどちらかでも否決の場合

県知事への合併申請

合併不成立

県議会の議決、知事の決定

総務大臣への届け出・総務大臣による告示(合併効力の発生)

「合併協定項目」ってなに？

合併協定項目は、全部で50項目あり、すべての項目を協議し、確認していきます。

【合併協定項目とは】

両村には、様々な住民サービスや制度があります。両村間で、住民サービスや制度が異なることも多いため、合併する場合にはどのように統一や調整を図っていくのか協議をする必要があります。新しい村の名前はどこののかといった基本的な事項から、使用料や手数料の差をどうするかといった住民のみなさんに直接かわる事項などを合併協定項目として、これらを調整するための方針を合併協議会では協議します。

すべての協議が整った段階で、合併協定書を作成し、両村長が意思の確認（調印）をして、最終的に両村の議会の議決により、合併するか否かの決定を行います。

合併協定項目は、合併する場合のまちの指針となるものであり、合併協議会における協議の根幹をなすものです。

「市町村建設計画」ってなに？

次のような内容で、合併後のまちづくりに関する将来像を住民のみなさんに示し、これによって合併の適

合併協定項目一覧

基本的事項

1. 合併の方式
2. 合併の期日
3. 新村の名称
4. 新村の事務所の位置
5. 財産及び債務の取扱い
- 合併特別法に規定されている事項
6. 議員定数及び任期の取扱い
7. 農業委員会の委員の任期及び定数の取扱い
8. 地方税の取扱い
9. 一般職の職員の身分の取扱い
10. 地域審議会の取扱い
11. 新村建設計画
- その他必要協定項目
12. 特別職等の職員の身分の取扱い
13. 条例・規則等の取扱い

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------|------------------|----------------|------------------|-------------|----------------|------------------------------|--------------------|------------------|--------------|-----------------------|------------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------------|
| 14. 事務組織及び機構の取扱い | 15. 一部事務組合等の取扱い | 16. 使用料・手数料等の取扱い | 17. 公共的団体等の取扱い | 18. 補助金・交付金等の取扱い | 19. 字の区域及び名称の取扱い | 20. 慣行の取扱い | 21. 国民健康保険事業の取扱い | 22. 介護保険事業の取扱い | 23. 電算システム事業の取扱い | 24. 消防団の取扱い | 25. 各種事務事業の取扱い | (1) コミュニティ活動、自治会及び行政連絡機構の取扱い | (2) 消防及び防災関係事業の取扱い | (3) 広報広聴関係事業の取扱い | (4) 納税関係の取扱い | (5) まちづくり及び交流関係事業の取扱い | (6) 情報システム事業の取扱い | (7) 人権関係事業の取扱い | (8) 環境及び衛生関係事業の取扱い | (9) 福祉関係事業の取扱い | (10) 高齢者福祉関係事業の取扱い | (11) 保育関係事業の取扱い | (12) 保健関係事業の取扱い | (13) 診療所の取扱い | (14) 農林水産関係事業の取扱い | (15) 商工関係事業の取扱い | (16) 観光関係事業の取扱い | (17) 建設関係事業の取扱い | (18) 公営住宅等の取扱い | (19) 水道事業の取扱い | (20) 下水道事業の取扱い | (21) 学校等の通学区域の取扱い | (22) 学校教育関係の取扱い | (23) 文化振興関係の取扱い | (24) 社会教育関係の取扱い | (25) 社会福祉協議会の取扱い | (26) その他各種事業及び制度の取扱い |
|------------------|-----------------|------------------|----------------|------------------|------------------|------------|------------------|----------------|------------------|-------------|----------------|------------------------------|--------------------|------------------|--------------|-----------------------|------------------|----------------|--------------------|----------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|----------------------|

否を判断してもらおうという、いわば新しい自治体のマスタープランとしての役割を果たします。

- 合併市町村の建設の基本方針
- 合併市町村の建設の根幹となる事業
- 公共的施設の統合整備
- 合併後の財政計画

この建設計画に基づく事業は、合併特別債の発行などの財政措置を受けることができます。

4. 問合せ先

黒滝村・天川村合併検討協議会事務局

〒638 0392
奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
(天川村役場庁舎内)
TEL 0747 9030
FAX 0747 639031
E-mail gappei@vill.tenkawa.nara.jp

差別をなくす村民集会



平成16年度の差別をなくす村民集会は、7月16日（金）山村開発センター大ホールで開催されました。午後1時30分開会され、主催者の大西村長が挨拶され、「二十一世紀は、人権の世紀でもあります。国連において「人権教育のための国連十年」が提唱されて以来、人権尊重の機運は国際的にも高まりつつあります。

本村においても人権教育のための国連十年天川村行動計画を既に策定しており、身近な日常生活も見つめ直し同和問題をはじめ、あらゆる人権問

題を私たち一人ひとりの問題として、人権侵害を許さない天川村を築きあげなければなりません。」と述べられました。

続いて、奈良県知事よりのメッセージを代読され、来賓祝辞には、車谷村議会議長の代理として、水口村議会副議長が「天川村におきましても、これまですべての人の人権が尊重され、差別のない自由で平等な社会の実現を目指して広く取り組みが進められ、住民の人権意識は従前にも増して高揚してまいりました。

しかしながら今なお多くの差別事件・事象が後を絶ちません。最近では、子どもの虐待、女性への暴力が社会問題となり、更にはインターネット上での差別書き込み、メールなど新たな差別事象が頻発するなど多くの問題と課題が山積している状況にあります。

「人権」、それは人が人として、幸せに生きていく権利を有するものです。

そういった意味におきましても、今後も行政が主体となり真に「人権」が尊ばれる人権教育啓発活動が展開されますことを心より願うものであります。」と述べられました。

引き続き、奥田八尋人権・同和教育推進協議会副会長、鍵田光男吉野郡人権・同和教育推進協議会副会長、櫻正春部落解放同盟吉野郡協議会顧問からのご祝辞をいただきました。

開会行事終了後、笑家ドラ猫講師による

1. 笑いでまんぷく～健康万歳～
2. これからの地域と学校
～PTA会長体験をとおして～
3. 笑いは四角い心を丸くする
～みんな仲良しが一番～（人権）
4. しゅうと・姑 長生き十ヶ条（吟行貯蔵）



というテーマでユーモアを交えながらお話しをしていただき大変好評のうちに村民集会が終了しました。

9月は「高齢者保健福祉月間」です

9月は、「高齢者保健福祉月間」です。近年、高齢化、少子化が急速に進み、大きな社会問題となっています。本村においても65才以上の高齢者人口が全人口の38%を占めています。高齢者が生きがいをもち、健康で安心して生活できる長寿社会をつくるためには、国民一人一人が高齢者の問題を自分自身のものとして身近に理解し、家庭、地域社会、職場、学校等あらゆる場面で、適切に役割を果たして行くことが必要です。このような観点から、この月間中に本村においても下記のとおり社会福祉大会を開催します。みなさんおさそいあわせてご参加下さい。

社会福祉大会の開催について

日時 9月15日(水) 午前10時～

場所 山村開発センター - 大ホール

天川村社会福祉大会バス時刻表

塩野方面 センターマイクロバス

大字(バス待合所)	マイクロバス	大字(バス待合所)	マイクロバス
塩谷橋	9時00分	下和田	9時31分
塩野	9時05分	上和田	9時33分
広瀬下	9時09分	中栃尾	9時37分
下山西	9時14分	九尾	9時42分
中山西	9時17分	坪内	9時48分
上山西	9時19分	弁天橋	9時50分
下庵住	9時23分	沢原	9時53分
中庵住	9時24分	中谷	9時55分
上庵住	9時26分	センター着	10時00分

洞川方面 センターマイクロバス

バス待合所	1回目	2回目
バス回転場	9時20分	10時10分
洞川停留所	9時25分	10時15分
センター着	9月48分	10時30分



リンデーの天川紀行

7月16日(金)に天川村山村開発センターにおいて、差別をなくす村民集会が開催されました。集会の最後にリンデーさんがスピーチを行ないました。今回はその時の内容を紹介します。

リンデー・シャープ

ここに来て早1年が経ちました。その中でいろんなことを感じる事ができました。天川村は大変美しいと感じ、都会から随分離れたこの地で自然を満喫しています。あちらこちらからキャンプに訪づれる観光客がありますが、ここは本当に日本中で特別な場所なんだと誇りに思うばかりです。でも時々、一人で住むのはたいへん難しいと感じることがあります。まだ日本語がすらすら話せないのもあるからだと思います。友達や家族と交わす英語が話せなくてさみしいと感じることもあります。アメリカでも、もちろんみんなが英語を話す訳ではないのですが、いろんな人々が世界中からやってきて、それぞれの国の言葉で話します。ここが日本と全く違う点です。ここではあまりにも外国人が少なく、日本人にしか出会わず、また日本語しか聞くことがないということに大変驚きました。

1年間、いろんなことを注意深く見たり聞いたりしてきました。その中でも気に入った口癖などがあります。例えば、あらゆる状況で「がんばって」と言いますよね。誰かが重い荷物を運んでいたり、病院でお見舞いに行ったときも言うようですね。また「よいしょ」も同じく。皆さんは何回口に出しているかご存じですか？1日に50回、100回いやいや1000回はあるでしょう。寝床に入って寝言でも言いますよね、寝返りするときも。ひょっとしたら夢の中でさえも……。アメリカでは車のクラクションは怒った時にしか鳴らさないのですが、日本では「ありがとう」「どういたしまして」などの意味でも鳴らしますよね。初め、みんなは怒っているのかと勘違いしていましたが、今では皆さんが大変礼儀正しくまた車も礼儀正しいんだということがわかりました。

私はアメリカと日本の違いが好きです。文化の違いを学ぶということは、自分の生活や文化に感謝するということであるし、ここに住むことは難しいことではありますが、ゆっくりと強い自分にそして国際人になってくれると思います。

天川に感謝、全てのことに感謝しています。もし私に道で出会ったら遠慮せず、笑いかけてください。なぜならあなたの笑顔が私を元気にハッピーにしてくれますから。

天川村商工会青年部よりのお知らせ

天川村商工会青年部では、村内の電話帳を作成いたします。

自宅にあるNTTの電話帳に基づいて作成をいたしますので、名前の変更等をご希望される方は商工会までご連絡下さい。

天川村商工会 ☎63-0818

善意銀行

金50,000円

大和高田市 久保 隆一様

(亡母 ノブヨ様の供養として)

ありがとうございました

善意銀行

金200,000円

天川村坪内 中坊 奨様

(亡妻 綾子様の供養として)

ありがとうございました

はじめまして

裁判員制度

平成16年5月

【裁判員の参加する刑事裁判に関する法律】が成立しました。

裁判員制度

Q

A

Q 裁判員制度ってなに？

A 国民のみなさんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q どんな人が裁判員になるの？

A 20歳以上の国民のみなさんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのはこの候補者の中から、事件ごとに選任の

ための手続きにより選ばれた人たちです。

Q 裁判員になることは辞退できないの？

A 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退できないことになっていきます。病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められた方も、辞退することが出来ます。

Q 裁判員になると何日くらい裁判所に行かなければならないの？

A 多くの裁判は、数日間で終わります。裁判所としても充実した裁判を行い、国民のみなさんの負担を軽くするように努力していきます。

Q 仕事は休めるの？日当はもらえるの？

A 裁判員の職務を行うために仕事を休んでも、雇用主は不利益な扱いをしてはならないと、法律で定められています。

裁判所に来られた方には、交通費や日当などが支払われます。

家の形をした貯金箱や、木の車 完成！



「夏休み子ども日曜大工」開催

去る8月8日(日)天川中学校技術室において、天川村林業研究グループ主催の「夏休み子ども日曜大工」が開催されました。当日は約15名の方が参加され、作業開始から子ども達は休憩する事なく、家の形をした貯金箱や木の車などを一生懸命作りました。今回は林業研究グループの皆さんが木の部品の多くをあらかじめ加工しておいてくれました。また、普段使う事のないカナヅチやノコギリを天川村林業研究グループの方々に丁寧に指導して頂き、表情も真剣そのものでした。教室が終わる頃には、皆個性あふれる作品でいっぱいになり、どの子ども達の表情も笑顔でいっぱいでした。

自然観察事業第5回 7月10日(土)

「水の生き物を調べよう」

講師：環境科学博士 谷 幸三 先生

エコだより

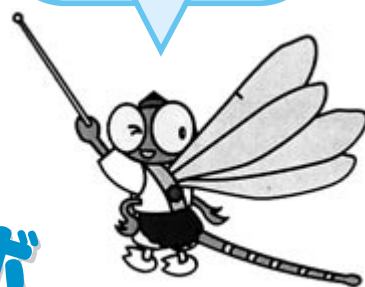


今年もとっても楽しい谷先生をお呼びして、水生昆虫の観察会を開催しました。トウロウの岩屋で砂の中や石の裏から川の虫を採集して、どんな虫か調べたり、顕微鏡で観察しました。

小さな虫でも顕微鏡で見ると、まるで怪獣のような顔をしていたりするんですよ。採集した虫は終わったあと、みんなで川に返しました。



ぼくたちムカシトンボの幼虫だよ！
大きいのは5齢幼虫くらいかな。



子供たちより真剣！？

ムカシトンボ

今から2.4億年前の中生代ジュラ紀、全世界に広く分布していたトンボの仲間がいました。その一群の化石に似ていることから、ムカシトンボは「生きた化石」と呼ばれています。幼虫は山地の溪流の水のきれいな所に7~8年間生息し、羽化前に約1~2ヶ月陸にあがります。成虫は5~6月に出現して、フキやワサビの茎に産卵します。

ムカシトンボが生息していることは、川がずっときれいな証拠ですね。

ジュラ紀には羽の長さが30cmもあるトンボがいたんだって！



ムカシトンボのオス

自然観察事業第6回 8月6日(金)

「昆虫ウォッチング」 講師：昆虫生態写真家 伊藤 ふうお 先生

お盆前の平日とあってか、申込みが少なかったのですが、洞川の元気な子供たちが急きょ参加してくれました。みんな虫のこともとてもよく知っていて、どんな虫でも平気でさわるので、虫嫌いの私も、おかげで少しならされてしまいました。



さあ、虫をつかまえるぞ！

コガネムシきれいだね。こんなにきれいなのに、うんちを食べるんだって！



お昼からは、針金とパンストでせみとり用のあみを制作！



「このホテル光らんホテルやってー」
「何見つけた？」「これエンマコオロギやで」

子供たちにセミのぬけがらのありかを教えてもらって龍泉寺へ。そこから龍泉寺裏山に登ってかりがね橋を渡り、大原山からセンターへと歩きました。



あれ、セミじゃなくてヘビをとっちゃった！



シマヘビ

支部結成25周年記念大会のお知らせ

- 日時 平成16年9月26日(日) 13時～16時
- ところ 奈良県新公会堂2階レセプションホール(エレベーター有り)
奈良市春日野町101番地 電話 0742-27-2630
- 交通 JR奈良駅、近鉄奈良駅より
春日大社本殿行きバス 県新公会堂前 下車すぐ
市内循環バス 大仏殿春日大社前 下車徒歩3分
- 参加費 無料(申し込み不要)
- 講演 「リウマチ今昔」
七川勲次先生 行岡病院 名誉院長
- 講演 「“リウマチ”ア・ラ・カルト」～その治療薬と合併症、そしてリハビリのコツ～
高杉潔先生 道後温泉病院リウマチセンター理事長
- 主催 (社)日本リウマチ友の会奈良支部
- 後援 奈良県・奈良市
- 問合せ (社)日本リウマチ友の会奈良支部(土谷方) 電話 0744-27-9735

平成16年度 奈良県下水道排水設備工事責任 技術者受験講習及び試験が実施されます。

- 受験講習会** 平成16年10月27日(水)午前10時～午後4時
かしはら万葉ホール(橿原市小房町11番5号)
- 試験** 平成16年11月5日(金)午後2時～午後4時
かしはら万葉ホール(橿原市小房町11番5号)
- 申込受付** (受験講習の申込をされる方は試験の申込と一緒に行って下さい)
受付場所・・役場建設環境衛生課(3階)
受付期間・・平成16年9月1日(水)～9月10日(金)(土、日、祝祭日は除く)
受付時間・・午前9時～午後4時

* 受験講習実施要項・試験実施要項・申込用紙は役場にありますので、必要な方は3階建設環境衛生課まで取りに来て下さい。

奈良県勤労者生活支援資金融資制度

奈良県では、中小企業で働いている方、離職された方を対象に生活支援資金を、育児・介護休業制度を利用する方を対象に生活資金を、無担保・低利で利用できる融資制度を設けています。

対象（各要件をすべて満たすこと）		限度額	年利	返済期間	使用目的
生活支援 資金融資	中小企業に勤務されてる方 ● 県内在住または在勤者 ● 現在の住所に1年以上居住 ● 現在の勤務先に1年以上勤務	100万円	1.6%	5年以内 (据置6カ月)	教育費 または 医療費
	離職された方 ● 雇用保険受給中 ● 県内在住 ● 現在の住所に1年以上居住 ● 離職までの勤務先に1年以上勤務 ● 連帯保証人1名				
育児・介護 休業生活資 金融資	育児もしくは介護休業取得中 または取得する人 ● 休業の残期間が1カ月以上 ● 県内在住または在勤者 ● 現在の住所に1年以上居住 ● 現在の勤務先に1年以上勤務	育児休業の残月数 ×10万円の金額 で100万円以内 介護休業の残月数 ×20万円の金額 で60万円以内		5年以内 (据置1年以内) 休業期間	休業中の 生活費

上記融資には、保証機関の保証が必要です。また、金融機関の審査により、融資することができない場合があります。

融資申し込み窓口 近畿労働金庫 県内各支店へ

お問い合わせは 近畿労働金庫ロ-ンセンター ☎0742-36-2177
県雇用労政課 ☎0742-27-8828

第13回「市民法律講座」実施要領

1、日程・内容

日程	演題
第1日 10月6日(水)	「相続問題について」
第2日 10月13日(水)	「離婚について」
第3日 日程未定	「裁判傍聴」
第4日 10月27日(水)	「裁判員制度について」

2、時 間 第1・2・4回 午前10時～12時 第3回 未定

3、開催場所 第1・2・3回 修徳ビル地下1階(奈良市登大路町5番地)

第3回 奈良地方裁判所 (奈良市登大路町35)

4、定 員 すべて受講できる人40人

5、受講料 無料

6、申込 往復ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、年令、電話番号を記入。

7、申込締切 9月21日

8、申込先 奈良弁護士会 住所 〒630-8213 奈良市登大路町5番地
電話 0742-22-2035

9、その他 申込者が多い場合は、抽選

訂正とお詫び

7月号広報の中で今回の「大峯奥駈道」の世界遺産登録が日本で7番目と記載されておりましたが12番目の間違いでした。道の登録と致しましては、スペインの「サンチアゴ・デ・コンポステーラの巡礼道」に続いての世界で2例目でございます。お詫び申し上げます。訂正いたします。

写真館



夏の御手洗

発行 / 天川村役場 〒638-0392 奈良県吉野郡天川村大字沢谷60番地
 TEL: 0747-63-0321 FAX: 0747-63-0329 企画・編集 / 広報係(内線220)
 URL: http://www.vill.tenkawana.nara.jp/ E-mail: tenkawa@vill.tenkawana.nara.jp

広報 てんかわ

平成16年8月31日発行 通巻331号



▶ 撮影者：平 恵子さん

ヒメイチゲ



キリシマミズキ

天川村民憲章

(平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。

ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

誰もが天と地の恵みで育つように

郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。

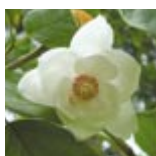
共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

誰もが清らかで力強さのある流れのように

スポーツに汗を流し、働く厳しきの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。

自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

天 木 川 の国 の国 の国



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

人口 2,126人(-1) 男 1,000人(-1) 女 1,126人(±0)
 世帯数 838戸(-1)

2004年7月31日現在()内は前月との比較